

<研究報告>

児童相談所で勤務経験を有する保健師が思う

児童相談所の保健師の専門性

蘇武彩加, 後藤未央子
岩手県立大学看護学部

要旨

児童相談所で勤務経験を有する保健師の、被虐待児や養育者に対する思いと、保健師の専門性についての思いを明らかにすることを目的にインタビューを行い、質的に分析した。被虐待児や養育者に対する思いは、【被虐待児や親には支援が必要な特徴がある】など4カテゴリーが、保健師の専門性についての思いは、【これまでの経験も生かし、地域特性をふまえ、課題全体を捉えつつ、対象に必要な支援に繋ぐ保健師としての強みを再認識する】など6カテゴリーが生成された。児童相談所の保健師が保健師としての専門性を発揮して活動していくためには、個の問題へのアプローチは基より、家族も含めた健康問題への関わり、地域を捉えた子どもの虐待という社会に生じている課題へのアプローチをするという保健活動の本質を担っていることを意識し、折々で保健師としての専門性を自身に問い続けることが必要であると示唆された。

キーワード：保健師，児童相談所，専門性

はじめに

我が国では児童虐待防止対策に関して、こども家庭庁が中心となり、発生予防から自立支援まで一連の対策を強化し、社会的養育の推進に向け取り組んでいる。しかしながら、児童虐待相談対応件数は年々増加し続け、令和4年度中に全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は219,170件（速報値）（こども家庭庁，2023a）となっており、虐待による児童の死亡事例も後を絶たない状況にある。

そのような中、令和元年の児童福祉法の改正（令和4年4月施行）で、「児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ1人以上含まなければならないこと」と規定され、児童相談所において保健師が必置となった。令和元年の児童福祉法改正前までの児童相談所における保健師の位置づけは、「児童福祉司」や「保健師兼児童福祉司」など任用の職種も様々であり、自治体の判断に委ねられ、曖昧な場合が少なくなかった（小山他，2003）。しかし、児童相談所において保健師が必置となり、

「児童相談所における保健師の活動ガイド」（子どもの虹情報研究センター，2021）や児童相談所の保健師に期待される役割について示されるようになった（中板，2021）。児童相談所における保健師の職務内容は、児童相談所運営指針（こども家庭庁，2023b）において、「公衆衛生及び予防医学的知識の普及」や「こどもの健康・発達面に関するアセスメントとケア及び一時保護しているこどもの健康管理」、「市町村保健センター、子育て世代包括支援センターや医療機関との情報交換や連絡調整及び関係機関との協働によるこどもや家族への支援」など4つが明記されている。そして、令和元年の児童福祉法の改正を受け、こども家庭庁（2023c）は、改正法施行前に、児童相談所に配属された保健師が、児童相談所内の体制にどのように組み込まれているか、保健師としての経験を活かしてどのように専門性を発揮しているのか等を目的に、児童相談所の管理職と保健師を対象に調査を行った。その結果、児童相談所に配置された保健師は多くの場合、相談・判定・指導・措置部門に配置され、虐待相談を中心に、幅広い種別の相談に携わっていることが明ら

かとなった。また、児童相談所に配置された保健師が専門性を発揮することで、保健・医療分野の知識・経験を活用した医療機関や市区町村との連携による効果や、「地域」「予防」「寄り添い」の観点から支援を行う効果があることが明らかとなった。このことにより、今後、児童相談所における保健師の効果的な活用に繋がっていくものと考えられる。

保健師の専門性については、地域における保健師の保健活動に関する指針（厚生労働省，2013）で示されている、「保健師の保健活動の基本的な方向性」で説明できると考える。「保健師の保健活動の基本的な方向性」は、「地域診断に基づくPDCAサイクルの実施」や「個別課題から地域課題への視点及び活動の展開」、「予防的介入の重視」、「部署横断的な保健活動の連携及び協働」など10項目が示されている。また、地域における保健師の保健活動に関する検討会報告書（地域における保健師の保健活動に関する検討会，2013）では、地域における保健師の活動の本質について、“地域を「みる」「つなぐ」「動かす」”ことなど3項目を挙げている。この“地域を「みる」「つなぐ」「動かす」”は、個から集団へ、集団から地域へという視点を発展させる技術であり、保健師の専門性を表している。このことは、安藤他（2024）が企画・開催した「全国児童相談所保健師のつどい」の活動報告でも示されている。具体的には、第3回の講演で、児童相談所の保健師の支援の中心は子どもとその家族への「個別・家族の支援」であるが、そこから「集団への支援」に発展させ、「地域への支援」に広げる保健師活動の専門性が児童相談所においても発揮され、期待されていることが研究から明らかになったと解説されたとのことであった。加えて、中板（2021）は、児童相談所の保健師は、児童の健康・発達面に関する支援の充実を図ることのほか、対象の支援にあたっては、家族メンバー一人一人の生き方に想いを馳せ、家族の関係性、地域とのつながりにおける健康度を評価することの重要性を述べている。そして、命を守るための危機介入とそれでも生きていく力をエンパワメントする保健師の活動への期待についても言及している。

しかし、児童相談所における保健師の職務内容が示され、業務の実態が明らかにされつつあるものの、実際に児童相談所で勤務経験を有する保健師の思いや認識といった点からは十分に明らかにされていない。児童相談所で勤務経験を有する保健師へのインタビュー調査を行い、児童相談所で勤務経験を有する保健師

の、被虐待児や養育者など支援対象者に対する思いと、児童相談所の保健師の専門性に対する思いを明らかにすることにより、児童相談所に必置となった保健師が保健師としての専門性を発揮して活動していくための示唆を得ることができると考える。

研究目的

本研究の目的は、児童相談所で勤務経験を有する保健師の、被虐待児や養育者に対する思いと、保健師の専門性に対する思いを明らかにすることである。

研究方法

1. 研究協力者

研究協力者は、A県内の児童相談所において勤務経験を有する保健師とした。

研究協力者のリクルート方法は、まず、調査実施時にA県の行政保健師として在籍しており、A県内の児童相談所において勤務経験を有する者全員を候補として挙げた。次に、調査実施時に産前産後休業中及び育児休業中の者を除外した。そして、残った候補者本人及び所属長に文書と口頭で目的等を説明し、本人及び所属長の同意の得られた者とした。

2. 方法

インタビューガイドを用いた1時間程度の半構成的面接調査を行い、データを収集した。インタビューは1人1回、プライバシーが確保できる場所で行い、研究協力者の同意を得て面接内容をICレコーダーに録音した。また、併せてメモを取った。研究協力者へは謝礼としてギフトカードを準備した。

3. 調査内容

調査内容は、研究協力者の基本属性として、年代、性別、保健師としての経験年数、保健師としての経験年数のうち、児童相談所での経験年数とした。インタビューガイドは次の2点で構成した。1）保健師として児童相談所で勤務し、被虐待児や養育者に対して感じていることや考えていることはどのようなことか。2）保健師として児童相談所で勤務し、保健師の専門性についてどのような思いがあるか。である。

4. 調査期間

2024年2月～3月。

5. 分析方法

得られた録音記録から逐語録を作成し、逐語録を精読した。その後、分析の視点に沿って語られている文脈を抽出し、語りの意味を損なわないよう要約してコード化した。その後、意味内容の類似性や相違性を基に解釈し、抽象度を上げながらサブカテゴリー・カテゴリーを生成した。分析の視点は、「児童相談所で勤務経験を有する保健師の被虐待児や養育者に対する思い」、「児童相談所で勤務経験を有する保健師が考える保健師の専門性」、とした。

なお、分析は解釈の偏りを防ぐと共に、分析の妥当性を確保するため、全過程を通し研究者間で検討すると共に、保健師の資格を有する質的研究者のスーパーバイズを受けながら繰り返し検討した。

6. 倫理的配慮

本研究は岩手県立大学研究倫理審査委員会の承認を得てから実施した（承認番号：474）。

研究協力者には文書及び口頭により、研究の趣旨及び目的、研究協力は自由意思であり強制ではないこと、研究協力しないことによる不利益はないこと、同意撤回ができること、個人が特定されることの無いよう個人に関する情報は記号化して取扱うと共に、研究協力者の属性の提示に十分留意すること、インタビューの途中でも中断ができること、データの保管や破棄についてと研究結果の公表について説明し、同意を得て実施した。なお、同意撤回については、インタビュー実施後、速やかに分析を開始するため、インタビュー実施日から1週間以内とした。また、データは本研究の研究者のみが取り扱い、調査で収集したデータは調査目的以外には使用せず、音声データは、匿名化済テキストデータを作成後に速やかに削除することとした。全ての電子データの取り扱いについて、入力・分析するパソコンはネットワークから切り離したものを使用し、データは作業用USBにパスワードをかけて保存し、鍵のかかる棚に保管し、外部には持ち出さないこととした。そして、研究協力者から得た同意書についても鍵のかかる棚に保管した。

結果

1. 研究協力者の概要（表1）

本研究への協力で同意の得られたのは、30代と40代の保健師2名で、共に女性であった。保健師としての経験年数は10年と15年で、児童相談所での勤務経

表1. 研究協力者の概要

研究協力者	年代	保健師 経験年数	保健師経験年数のうち、 児童相談所での勤務年数	インタ ビュー時間
A	30歳代	10年	4年	62分
B	40歳代	15年	2年	81分

験年数は4年と2年であった。

面接時間は62分～81分であった。

2. 児童相談所で勤務経験を有する保健師の被虐待児や養育者に対する思い（表2）

児童相談所で勤務経験を有する保健師の被虐待児や養育者に対する思いは、21のコード、7のサブカテゴリー、4のカテゴリーが生成された。

以下、カテゴリーを【 】, サブカテゴリーを《 》, コードを< >で示す。

1) 【被虐待児や親には支援が必要な特徴がある】

このカテゴリーは、13コード、2サブカテゴリーから生成された。具体的には、<子どもに起きている事象は親も受けてきたと感じる>や<明確な障害はないかもしれないが、少しの支援があれば社会生活を送るのに楽だろうと思う親が多いと感じる>などから《被虐待児や親に見えてくる特徴や特性を感じる》が生成された。また、<子どもは生活リズムが整っていないためか、便秘や下痢など排便状況に課題が多いと思う>などから《被虐待児に共通して見られる身体的所見があると思う》が生成された。これらより、【被虐待児や親には支援が必要な特徴があると】が生成された。

2) 【対象に対し様々な葛藤を感じる】

このカテゴリーは、6コード、3サブカテゴリーから生成された。具体的には、<普通に就職して、普通の生活をして、福祉と関わるように見えなくても虐待は起こっていると思う>から《虐待は誰にでも起こり得るものだと思う》が生成された。また、<性的虐待をした保護者と面談を重ねる中で、マイナス感情を持つし、価値観が合わないストレスを感じる>などから《加害者である保護者のことは理解し難い》が生成された。そして、<担当していた子どもの処遇を巡り、結果的にきょうだいを引き離すことになり、心情的に辛さを感じ、将来的に影響がないのかなど気がかりである>などから《担当した児に対する沈痛な思い》

表 2. 児童相談所で勤務経験を有する保健師の被虐待児や養育者に対する思い

カテゴリー	サブカテゴリー	コード
被虐待児や親には支援が必要な特徴がある	被虐待児や親に見えてくる特徴や特性を感じる	子どもに起きている事象は親も受けてきたと感じる
		子どもに独特なアウトプットの仕方があり、親もマルトリートメントになったのではないかと感じる
		困り感がない親が多い
		明確な障害はないかもしれないが、少しの支援があれば社会生活を送るのに楽だろうと思う親が多いと感じる
		親自身に計画性がなく、経済的にも余裕がないことが多く、転居を繰り返すなど生活面でも安定しないことが多いと思う
		子どもの母子手帳を見ると、予防接種や健診の未受診が目立ち、親が受診させないんだと思う
		母親が自身の感情を優先することで子どもが置き去りになっているように思う
		愛着形成不全なのか、異性に依存する傾向がある
		小児から高校生までそれぞれに性に関する指導が必要なことが多いと感じる
		狭く密なコミュニティの中では、不適切な養育でも“自分たちはそうされてきたから当たり前だ”と子どもが悪いことをしたら怒る・殴る、その父親を止められない母親という構図があり、それを子どもが学ぶので、普通と感じていると思う
対象に対し様々な葛藤を感じる	被虐待児に共通して見られる身体的所見があると思う	被虐待児には虫歯が多いと思う
		子どもは生活リズムが整っていないため、便秘や下痢など排便状況に課題が多いと思う
	虐待は誰にでも起こり得るものだと思う	心にも体にも何らかの症状が出てくることを感じた
		普通に就職して、普通の生活をして、福祉と関わるように見えなくても虐待は起こっていると思う
	加害者である保護者のことは理解し難い	性的虐待をした保護者と面談を重ねる中で、マイナス感情を持つし、価値観が合わないと感じる
		虐待をしたお母さんは何を考えているのかわからない
	担当した児に対する沈痛な思い	虐待をした母の職業が看護師であったことはショックであった
		担当していた子どもの処遇を巡り、結果的にきょうだいを引き離すことになり、心情的に辛さを感じ、将来的に影響がないのかなど気がかりである
		大人の都合で振り回されてきた子どもの傷つきを、こちらの対応でもう少し減らしてあげられなかったのかなと思うし、今も心配に思う
	何らかで繋がっているケースは安心がある	日々のケースワークを通して大変だと思っているが、まだ繋がっている人は安心なんだと思う
		多様な背景をもつ児が同じ空間で過ごすことへの懸念
多様な背景をもつ児が同じ空間で過ごすことへの懸念	多様な背景をもつ児が同じ空間で過ごすことへの懸念	一時保護所に入る子どもの背景・事情があまりにも異なっていて、同じ空間で過ごすことになることに不安があった

が生成された。これらより【対象に対し様々な葛藤を感じる】が生成された、

3) 【何らかで繋がっているケースは安心がある】

このカテゴリーは、1コード、1サブカテゴリーから生成された。具体的には、＜日々のケースワークを通して大変だと思っているが、まだ繋がっている人は安心なんだと思う＞から＜何らかで繋がっているケースは安心がある＞が生成され、【何らかで繋がっているケースは安心がある】が生成された。

4) 【多様な背景をもつ児が同じ空間で過ごすことへの懸念】

このカテゴリーは、1コード、1サブカテゴリーから生成された。具体的には、＜一時保護所に入る子どもの背景・事情があまりにも異なっていて、同じ空間で過ごすことになることに不安があった＞から、＜多様な背景をもつ児が同じ空間で過ごすことへの懸念＞が生成され、【多様な背景をもつ児が同じ空間で過ごすことへの懸念】が生成された。

3. 児童相談所で勤務経験を有する保健師の保健師の専門性についての思い(表3)

児童相談所で勤務経験を有する保健師の保健師の専

門性についての思いは、35コード、13のサブカテゴリー、6のカテゴリーが生成された。

1)【正解のない判断や支援が求められ、責任が伴うことを認識する】

このカテゴリーは、7コード、3サブカテゴリーから生成された。具体的には、＜養育者に精神疾患や抑うつ状態、薬物依存などがみられ、適切な支援が求められないこともあり、そういった場合の対応が難しい＞などから「多様な背景をもつ養育者を責めない支援の必要性」が生成された。また、＜検査値や感染症法の規定など、対応が明確なものと違い、対象者とケースワーカーが面接をした所感や対象者の背景を考慮して援助方針を決定するため、確証が得られない対応を繰り返さざるを得ないことに不安を覚える＞などから「多角的なリスクアセスメントをし、明確な答えのない対応が求められる」が生成された。そして、「児童相談所が担う責任と影響力の大きさを認識する必要性」も生成された。これらより、【正解のない判断や支援が求められ、責任が伴うことを認識する】が生成された。

2)【保健師には、子どもの育ちを支える役割があることを認識し関与することが求められる】

このカテゴリーは、9コード、3サブカテゴリーから生成された。具体的には、＜子どもは基本的には愛着のところが育っていればどんな親でも“帰りたい”と言うため、それをどう大人が汲み取っていけるかという難しさがある＞などから「子どもの思いを汲み取りつつも、その子どもが他者と信頼関係を築くための支援の必要性」が生成された。また、＜事例検討など性の問題を話し合える体制を作れたらいいと思う＞などから「保健師は性の問題に向き合う必要がある」が生成された。そして、＜保健師は言われた仕事だけでなく、ケースワークを通じてなど、保健師としての意見をもう少し発信していく必要があると思う＞や＜どういう処遇になるかは分からないが、その子の育ちを支えていく必要があると思う＞などから「保健師は子どもの心理社会面をアセスメントし、家族も含めた子どもの育ちを支える役割がある」が生成された。

3)【保健師として職務を果たすことができたのか、未だに振り返る】

このカテゴリーは、2コード、1サブカテゴリーから生成された。具体的には、＜保健師としての役割を児童相談所で果たせたのか、という自信がないという思いはある＞などから「保健師として職務を果た

すことができたのか、未だに振り返る」が生成され、【保健師として職務を果たすことができたのか、未だに振り返る】が生成された。

4)【児童相談所における保健師としての立ち位置の模索】

このカテゴリーは6コード、2サブカテゴリーから生成された。具体的には、＜一時保護所に保健師がいることの意義を見いだせず、子どものお世話はやりがいがあるが、そこに保健師としての強みってどう活かすのだろうと思った＞などから「一時保護所を含む児童相談所の保健師はどのように役割を果たすべきか明確なものがなく、戸惑いがあった」が生成された。また、＜子どもの健康管理やケアで、本当にこのケアで良かったのか、身体的な手当だけではなく、精神的なところの傷つきもたくさん抱えている子どもたちが来るところで、一時保護所のため長期にいたるわけではないところで、どの程度信頼関係を築きながら手当てしていけるのか悩んだ＞などから「一時保護所での子どもへの関わりは、身体的なケアから探り探りで、信頼関係の構築に躊躇する」が生成された。これらより、【児童相談所における保健師としての立ち位置の模索】が生成された。

5)【これまでの経験も生かし、地域特性をふまえ、課題全体を捉えつつ、対象を必要な支援に繋ぐ保健師としての強みを再認識する】

このカテゴリーは、8コード、3サブカテゴリーから生成された。具体的には、＜担当の児童福祉司にも伝えているが、子どもに医師の診察を受けさせる場合は、明確な支援の方向性をもつ必要があることを伝えることが大事だと思う＞などから「保健所保健師の経験から、医師の診察を活かし、次の支援につなげる必要性を感じる」が生成された。また、＜自分の担当する個別のケースだけではなく、全体を見れるようにならないといけないと思う＞などから「児童相談所の保健師として、経験を積み重ね、生じている課題の全体をみる視点をもつ必要がある」が生成された。そして、＜保健師は対象者の地域の産業や居住地域をみて、経済状況や生活スタイルを想像することができると思う＞などから「保健師は地域診断の視点があり、対象をアセスメントできる」が生成された。これらより、【これまでの経験も生かし、地域特性をふまえ、課題全体を捉えつつ、対象を必要な支援に繋ぐ保健師としての強みを再認識する】が生成された。

6)【多様なケースの対応に際し、医療的知識ももつ

表 3. 児童相談所で勤務経験を有する保健師の保健師の専門性についての思い

カテゴリー	サブカテゴリー	コード
正解のない判断や支援が求められ、責任が伴うことを認識する	多様な背景をもつ養育者を責めない支援の必要性	養育者に精神疾患や抑うつ状態、薬物依存などがみられ、適切な支援が求められないこともあり、そういった場合の対応が難しい
		養育者が外国から嫁いできた方もおり、話を通じにくいこともあり難しい
	多角的なリスクアセスメントをし、明確な答えのない対応が求められる	対象者とのワークを通し、母親が適切な対応が出来なかったことを責めることはできないと感じる
		検査値や感染症法の規定など、対応が明確なものと違い、対象者とケースワーカーが面接をした所感や対象者の背景を考慮して援助方針を決定するため、確証が得られない対応を繰り返さざるを得ないことに不安を覚える
保健師には、子どもの育ちを支える役割があることを認識し関わるのが求められる	児童相談所が担う責任と影響力の大きさを認識する必要性	家庭復帰後の死亡事案が多いと言われる中、会議の場での家に帰すことの判断の難しさを感じるし、判断をしっかりとしなければと思う
		養育者とその周囲を含めたリスクアセスメントが大事だと思うし、難しい
	子どもの思いを汲み取りつつも、その子どもが他者と信頼関係を築くための支援の必要性	子どもと信頼関係を築くように頑張りが過ぎてしまう一方、子どもの次の処遇を考え、大人と適切な信頼関係を築いてほしいと思い、関わりの難しさを感じた
		検査を受け診断がついたわけではないが、衝動性があるなど発達に偏りが見られる子どもがおり、自分がその子どもとうまく関係性を築けなかったと感じる
児童相談所における保健師としての立ち位置の模索	保健師は性的問題に向き合う必要がある	子どもは基本的には愛着のところが育っていればどんな親でも“帰りたい”と言うため、それをどう大人が汲み取っていけるかという難しさがある
		事例検討など性的問題を話し合える体制を作れたらいいと思う
	保健師は子どもの心理社会面をアセスメントし、家族も含めた子どもの育ちを支える役割がある	性被害を受けた対象者に、中絶の検討など、その人の人生にガッチリ向き合うことは保健業務なんだと思う
		保健師は言われた仕事だけでなく、ケースワークを通じてなど、保健師としての意見をもう少し発信する必要があると思う
これまでの経験も生かし、地域特性をふまえ、課題全体を捉えつつ、対象を必要支援に繋ぐ保健師としての強みを再認識する	保健師として職務を果たすことができたのか、未だに振り返る	保健師が児童福祉司としての動きをしてはいけないと思った。保健師として、子どもの発達や、心理、身体面をしっかりとアセスメントをしながら、評価することが必要だと思う
		どういう処遇になるかは分からないが、その子の育ちを支えていく必要があると思う
	一時保護所を含む児童相談所の保健師はどのように役割を果たすべきか明確なものがなく、戸惑いがあった	今は虐待による死亡が取り上げられると思うが、基本は親を含めて、子どもの育ちを支えることが保健師の役割なんだろうと思う
		保健師としての役割を児童相談所で果たせたのか、という自信がないという思いはある
多様なケースの対応に際し、医療的知識ももつ保健師が求められている	児童相談所における保健師としての立ち位置の模索	あの時に自分の判断でこういうことをしてよかったのかな、と思うことも振り返ってみても多々ある
		児童相談所の一時保護所の勤務と言われた時、私は何をするのか、保健師として何ができるのだろうかと思った
	一時保護所での子どもへの関わりは、身体的なケアから探り探り、信頼関係の構築に躊躇する	一時保護所に保健師がいることの意義を見いだせず、子どものお世話はやりがいがあるが、そこに保健師としての強みってどう活かすのだろうかと思った
		一時保護所の保健師の役割について示されているから、こういう仕事をやらせて欲しいと言えたのではないかなと思う
多様なケースの対応に際し、医療的知識ももつ保健師が求められている	保健所保健師の経験から、医師の診察を活かし、次の支援につなげる必要性を感じる	児童相談所における保健師の役割について、基本的な考え方があると安心できると思う
		一時保護所に以前は看護師がいたため、私はここでは保健師としての役割を求められてるというよりは、看護としての部分、子どもたちの健康管理の部分や虐待を受けて怪我をして来た子たちのケアをすることが中心なのかなと思っていた
	児童相談所の保健師として、経験を積み重ね、生じている課題の全体をみる視点をもつ必要がある	子どもの健康管理やケアで、本当にこのケアで良かったのか、身体的な手当だけではなく、精神的なところの傷つきもたくさん抱えている子どもたちが来るところで、一時保護所のため長期にわたるわけではないところで、どの程度信頼関係を築きながら手当てしていけるのか悩んだ
		担当の児童福祉司にも伝えているが、子どもに医師の診察を受けさせる場合は、明確な支援の方向性をもつ必要があることを伝えることが大事だと思う
多様なケースの対応に際し、医療的知識ももつ保健師が求められている	児童相談所の保健師として、経験を積み重ね、生じている課題の全体をみる視点をもつ必要がある	自分の担当する個別のケースだけではなく、全体を見れるようにならないといけないと思う
		自分の保健師としてのスキルみたいところは、経験も含めて積み上げていかないと、児童相談所で保健師をしていくには難しいのかなと思っていた
	保健師は地域診断の視点があり、対象をアセスメントできる	元々保健所で保健師をしていて、管内の市町村保健師や行政の動き、地域看護の仕組みのようなものをある程度分かっているのは大きいと思う
		ケースワーカーは対象を見て、もちろん家族関係も見えていくが、地域特性という部分についてはたぶんほとんど知らないと思った
多様なケースの対応に際し、医療的知識ももつ保健師が求められている	児童相談所の保健師として、経験を積み重ね、生じている課題の全体をみる視点をもつ必要がある	保健師は対象者の地域の産業や居住地域をみて、経済状況や生活スタイルを想像することができると思う
		保健師は地域の風土や文化、住民性がわかるため、虐待対応等で対象者と関わった時に、その人の価値観や考え方について変に納得してしまう
	一時保護所での子どもへの関わりは、身体的なケアから探り探り、信頼関係の構築に躊躇する	母子や医ケア児のときに、病院とのカンファレンスがあり、医師や医療関係者が何を言っているのか教えて欲しいとのことで、保健師が求められていると感じた
		精神やアルコールのケースのときに、いてくれると安心すると言われ、そこは求められてる部分かなと思う
多様なケースの対応に際し、医療的知識ももつ保健師が求められている	児童相談所の保健師として、経験を積み重ね、生じている課題の全体をみる視点をもつ必要がある	病院でのカンファレンスのときには、やはり保健師でいて良かったなと思う
	一時保護所での子どもへの関わりは、身体的なケアから探り探り、信頼関係の構築に躊躇する	

保健師が求められている】

このカテゴリーは、3コード、1サブカテゴリーから生成された。具体的には、＜母子や医ケア児のときに、病院とのカンファレンスがあり、医師や医療関係者が何を言っているのか教えて欲しいとのことで、保健師が求められていると感じた＞などから《多様なケースの対応に際し、医療的知識ももつ保健師が求められている》が生成され、【多様なケースの対応に際し、医療的知識ももつ保健師が求められている】が生成された。

考察

1. 児童相談所で勤務経験を有する保健師の被虐待児や養育者に対する思いの解釈

児童相談所で勤務経験を有する保健師の被虐待児や養育者に対する思いの、《被虐待児や親に見えてくる特徴や特性を感じる》や《被虐待児に共通して見られる身体的所見があると思う》という【被虐待児や親には支援が必要な特徴がある】は、支援者として子どもや養育者に関わっていく中で、対象の背景を知っていくと、単に対象を責めたり、指導・助言により課題解決が図れるものではなく、養護または擁護する対象であると捉えていることがわかる。また、《虐待は誰にでも起こり得るものだと思う》や《加害者である保護者のことは理解し難い》、《担当した児に対する沈痛な思い》という【対象に対し様々な葛藤を感じる】という思いもあった。これは、子どもの虐待はどこの家庭にも起こり得ること、家族間のストレス、住居や経済的な問題、親子の孤立など、様々なことが引き金となるといったことを支援者として捉えていながらも、被虐待児を案ずる思いや、到底容認し得ないことであるという思いなど、様々な思いが交錯しているものと考えられる。子どもの虐待に至るおそれのあるリスク要因として、保護者側のリスク要因、子ども側のリスク要因、養育環境のリスク要因、妊娠届出の遅れなどその他の要因が考えられており（こども家庭庁、2024）、保健師は支援者としてそのことを十分に理解しているものの、身の置き所のない思いがあることが示された。このことは、児童相談所の保健師は、精神疾患を有する保護者の対応、性被害を受けた子どもの支援、虐待対応等、多くの困難業務を日常的に展開し、きめ細かな対人サービスの重要性を認識していた（富田他、2020）ことに通じる部分があると考えられる。また、藤村他（2024）が、児童相談所保健師が児

童虐待対応において、『なによりも子どもの命を優先する』ことを土台とし、『親と対峙する姿勢と親への受容的な態度』を両立させていたことを明らかにしており、その関わり方にも通じると考えられる。

そして、【何らかで繋がっているケースは安心がある】という思いもあった。これは、子どもの虐待に至るおそれのあるリスク要因として孤立が考えられているが、被虐待児や養育者が何らかの支援を受けていたり、第三者など何らかの繋がりをもつことができていて、幾分心配が軽減するという思いがあることが示された。

そのほか、【多様な背景をもつ児が同じ空間で過ごすことへの懸念】という多様な背景をもつ児の生活環境として、児童相談所の環境面への思いもあった。これは、全国の児童相談所における一時保護所に関して調査された、一時保護所の設備・運営基準策定のための調査研究報告書（三菱UFJリサーチ&コンサルティング、2023）に通じるものであった。具体的には、一時保護所で「嫌だったこと」「変えてほしい」と思ったことで、“一人部屋ではなかったこと、一人になれる場所がなかったこと”などの回答があったことである。一時保護所は施設の特性上、多様な背景をもつ子どもと一緒に生活する場とならざるを得ない。しかしながら、児童相談所で勤務経験を有する保健師の被虐待児や養育者に対する思いとして、一人ひとりの対象の背景を含めて理解しようとする丁寧な関わりをしているゆえの思いであると推察される。

以上のように、本研究では、被虐待児や養育者を受容的に捉える思いや子どもを気遣う思いを抱きながらも、養育者への相対する負の思いがあることが示された。

2. 児童相談所で勤務経験を有する保健師の保健師の専門性についての思いの解釈

児童相談所で勤務経験を有する保健師の保健師の専門性についての思いとして、《多角的なリスクアセスメントをし、明確な答えのない対応が求められる》や《児童相談所が担う責任と影響力の大きさを認識する必要性》など【正解のない判断や支援が求められ、責任が伴うことを認識する】ことや、【保健師として職務を果たすことができたのか、未だに振り返る】があった。このことから、児童相談所で勤務経験を有する保健師は児童相談所が担う責任の大きさを強く認識していることがうかがえ、【保健師には、子どもの育

ちを支える役割があることを認識し関わることが求められる】という思いがあると考えられた。

しかし、児童相談所で勤務経験を有する保健師には、【児童相談所における保健師としての立ち位置の模索】があることも明らかとなった。《一時保護所を含む児童相談所の保健師はどのように役割を果たすべきか明確なものがなく、戸惑いがあった》や《一時保護所での子どもへの関わりは、身体的なケアから探り探りで、信頼関係の構築に躊躇する》という思いがあり、児童相談所に配属された当初から、【保健師には、子どもの育ちを支える役割があることを認識し関わることを求められる】という思いをもっていたわけではないと考えられる。児童相談所運営指針（こども家庭庁，2023b）において、児童相談所における保健師の職務内容が示されたり、「児童相談所における保健師の活動ガイド」（子どもの虹情報研究センター，2021）が示されたりしているものの、その内容が十分に浸透していないことが考えられた。実際に児童相談所に配属された保健師は、子どもとの関わりを始め、日頃の業務を通して児童相談所における保健師の職務を模索する中で、児童相談所における保健師の職務を認識し、《保健師は子どもの心理社会面をアセスメントし、家族も含めた子どもの育ちを支える役割がある》など【保健師には、子どもの育ちを支える役割があることを認識し関わることを求められる】という思いを抱いていると考えられる。児童相談所運営指針（こども家庭庁，2023b）における保健師の職務内容には、「公衆衛生及び予防医学的知識の普及」や「こどもの健康・発達面に関するアセスメントとケア及び一時保護しているこどもの健康管理」があるように、医学的見地から様々な役割が期待されることが多い。保健師は身体面のアセスメントだけでなく、心理社会面も捉えたアセスメントの視点を大切にしている。これは、川崎他（2023）が保健師と児童福祉司や児童心理司の児童虐待対応におけるアセスメント視点の認識で、保健師は「子どもの心理的状況」や「子どもの発達」などが高いことを明らかにしていることに通ずる。そのため、母子をはじめとする親子間の関わりや愛着形成へのサポートなど、対象への支援を行っていく中で、あらゆる面から対象を捉えるためにアセスメントし、子どもの育ちを支える役割があることを認識することの必要性を感じていると考えられる。

そして、【これまでの経験も生かし、地域特性をふまえ、課題全体を捉えつつ、対象に必要な支援に繋ぐ

保健師としての強みを再認識する】や【多様なケースの対応に際し、医療的知識ももつ保健師が求められている】という思いもあった。これは、石井他（2019）が、児童相談所における保健師の対人支援活動の特徴として、「保健師を意識して児相で活動する」、「個と地域をみて支援する」などを挙げており、児童相談所に勤務する保健師にとって原動力となるものであることがうかがえた。加えて、それらの活動には、アセスメント力、支援力、調整力を中心に、保健師の基本的能力としての倫理観・責任感、コミュニケーションや協調性・柔軟性、独創性・積極性・発信力、アイデンティティが基盤となっている（石井他，2019）としていた。《保健師は地域診断の視点があり、対象をアセスメントできる》や《多様なケースの対応に際し、医療的知識ももつ保健師が求められている》などの思いを積み重ねていくことで、さらに【これまでの経験も生かし、地域特性をふまえ、課題全体を捉えつつ、対象に必要な支援に繋ぐ保健師としての強みを再認識する】や【多様なケースの対応に際し、医療的知識ももつ保健師が求められている】という思いにつながると考える。富田他（2020）は、児童相談所の保健師が配属時に抱いた保健師の在り方に関する認識において、『アイデンティティの揺らぎ』がありつつも『組織の一員としての自覚』もあったことを明らかにしている。このことから、【保健師には、子どもの育ちを支える役割があることを認識し関わることを求められる】や【これまでの経験も生かし、地域特性をふまえ、課題全体を捉えつつ、対象に必要な支援に繋ぐ保健師としての強みを再認識する】、【多様なケースの対応に際し、医療的知識ももつ保健師が求められている】という思いは、児童相談所における保健師の専門性についての特徴的な思いであると推察される。

3. 児童相談所の保健師が保健師としての専門性を発揮して活動していくための示唆

児童相談所運営指針（こども家庭庁，2023b）における保健師の職務内容には、「公衆衛生及び予防医学的知識の普及」や「こどもの健康・発達面に関するアセスメントとケア及び一時保護しているこどもの健康管理」、「市町村保健センター、子育て世代包括支援センターや医療機関との情報交換や連絡調整及び関係機関との協働によるこどもや家族への支援」などが明記されている。本研究において、児童相談所の保健師は、個々のケースに丁寧に向き合い、子どもの心理・

発達面、生活面など多岐に渡るアセスメントをし、家族への支援も含め職務を全うしていることが明らかとなった。被虐待児や養育者に対し、様々な感情を抱き、自己の感情と対峙しながらも対象を受容的に支援していた。その中で、児童相談所で勤務経験を有する保健師には、【正解のない判断や支援が求められ、責任が伴うことを認識する】という思いがあり、これには地域住民一人一人の個や家族に向き合い、個の健康問題の解決を図る保健師の活動の特徴が表れていると言える。また、【保健師には、子どもの育ちを支える役割があることを認識し関わることを求められる】という思いもあり、これは、地域における母子保健活動の理念である“思春期から妊娠・出産、育児の過程を妊産婦と家族が安心してたどれるような地域づくり、すべての子どもが心身ともに健やかに成長することのできる地域社会の形成を目指す”（中谷他，2024）に通じるもので、地域における母子保健活動の重要性を示唆している。《保健師は性の問題に向き合う必要がある》や《保健師は子どもの心理社会面をアセスメントし、家族も含めた子どもの育ちを支える役割がある》という思いがあったが、対象の発育・発達の状況、育ちや他者との関わりの方など、多角的に対象を捉え、支援業務に活かすことができるのは保健師の強みであると考えられた。

そして、保健師には支援する対象を“地域における生活者”として捉え、暮らし方や地域性もみて、根拠をもって支援を展開していく役割がある。本研究において、【これまでの経験も生かし、地域特性をふまえ、課題全体を捉えつつ、対象を必要な支援に繋ぐ保健師としての強みを再認識する】という思いがあった。このことから、これまでの経験知は基より、児童相談所の保健師に求められる専門性は、個の健康問題と集団や地域全体の課題を結び付け、双方に働きかけながら、健康課題にアプローチするという保健活動の本質であることが確認できた。これは、地域における保健師の保健活動に関する指針（厚生労働省，2013）で示されている「保健師の保健活動の基本的な方向性」の「個別課題から地域課題への視点及び活動の展開」そのものである。さらに、佐藤（2023）は、母子保健を担う保健師は児童虐待対応の最前線のキーパーソンであり、明確な相談のニーズがなくても、潜在的なニーズがあるかもしれないという視点を織り込み、ケースワークを展開していく専門性を持つことの必要性を述べていることにも通じる。

以上のことから、本研究より、児童相談所における保健師の必要性を再認識することができた。そして、【保健師には、子どもの育ちを支える役割があることを認識し関わることを求められる】や【これまでの経験も生かし、地域特性をふまえ、課題全体を捉えつつ、対象を必要な支援に繋ぐ保健師としての強みを再認識する】、【多様なケースの対応に際し、医療的知識ももつ保健師が求められている】などの思いは、児童相談所で保健師として職務にあたるモチベーションとなることが期待できると考える。丁寧に援助関係の形成をしながらの対象の個の問題へのアプローチは基より、家族も含めた健康問題への関わり、さらには、地域を捉えた子どもの虐待という社会に生じている課題へのアプローチをするという保健活動の本質を担っていることを意識し、折々で保健師としての専門性を自身に問いつけることが必要であると考えられる。そうすることにより、それがひいては保健師としてのアイデンティティにもつながると示唆される。

研究の限界と今後の課題

本研究の限界は、研究協力者が2名と少数であり、かつ、A県の児童相談所に限定し、児童相談所における勤務経験の内容もそれぞれ立場が異なる状況にあることで、結果に偏りがある可能性がある。今後は、A県以外に研究協力者を広げるとともに、保健師としての経験年数や児童相談所での勤務経験年数なども考慮していく必要がある。

結論

1. 児童相談所で勤務経験を有する保健師の被虐待児や養育者に対する思いは、【被虐待児や親には支援が必要な特徴がある】、【対象に対し様々な葛藤を感じる】、【何らかで繋がっているケースは安心がある】、【多様な背景をもつ児が同じ空間で過ごすことへの懸念】の4カテゴリーが生成された。
2. 児童相談所で勤務経験を有する保健師の保健師の専門性についての思いは、【正解のない判断や支援が求められ、責任が伴うことを認識する】、【保健師には、子どもの育ちを支える役割があることを認識し関わることを求められる】、【保健師として職務を果たすことができたのか、未だに振り返る】、【児童相談所における保健師としての立ち位置の模索】、【これまでの経験も生かし、地域特性をふまえ、課題全体を捉えつつ、対象を必要な支援に繋ぐ保健師

としての強みを再認識する】、【多様なケースの対応に際し、医療的知識ももつ保健師が求められている】の6カテゴリーが生成された。

3. 児童相談所の保健師が保健師としての専門性を発揮して活動していくためには、対象の個の問題へのアプローチは基より、家族も含めた健康問題への関わり、地域を捉えた子どもの虐待という社会に生じている課題へのアプローチをするという保健活動の本質を担っていることを意識し、折々で保健師としての専門性を自身に問い続けることが必要であると示唆された。

謝辞

本研究に御協力いただきました研究協力者の皆様に、心より感謝申し上げます。

利益相反

本論文に関して、開示すべき利益相反関連事項はありません。

引用文献

- 安藤継子, 杉山眞澄, 藤田登志美 (2024): 「全国児童相談所保健師のつどい」の始まり 2019年からの歩みとこれから, 保健師ジャーナル, 80 (4), 318-322.
- 地域における保健師の保健活動に関する検討会 (2013): 地域における保健師の保健活動に関する検討会報告書, http://www.jppha.or.jp/sub/pdf/menu04_2_h24_02.pdf [検索日 2024年10月8日]
- 藤村保志花, 西嶋真理子 (2024): 児童虐待対応における児童相談所保健師の支援関係形成のプロセス, 日本地域看護学会誌, 27 (1), 4-14.
- 石井陽子, 二宮一枝・富田早苗 (2019): 児童相談所における保健師の対人支援活動の特徴と対人支援能力ー計量テキスト分析を用いてー, 日本公衆衛生看護学会誌, 8 (3), 153-162.
- 川崎千恵, 大野賀正昭 (2023): 児童相談所業務における専門職の役割認識とアセスメントの視点の比較ー職種間の協働による児童相談所の機能強化に向けた一考察ー, 保健医療科学, 72 (3), 258-270.
- こども家庭庁 (2024): 子ども虐待対応の手引き (令和6年4月 改訂版), https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c0a1daf8-6309-48b7-8ba7-3a697bb3e13a/0635895f/20240422_

[policies_jidougyakutai_hourei-tsuuchi_taiou_tebiki_22.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f1ee5d96-e95d-49d9-89fb-f1e5377ca59c/aaaa8319/20230906_councils_jisou-kaigi_r05_10.pdf) [検索日 2025年5月23日]

- こども家庭庁 (2023a): 令和4年度児童相談所での児童虐待相談対応件数 (速報値), https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f1ee5d96-e95d-49d9-89fb-f1e5377ca59c/aaaa8319/20230906_councils_jisou-kaigi_r05_10.pdf [検索日 2024年3月7日]
- こども家庭庁 (2023b): 児童相談所運営指針, https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fdf4848a-9194-4b7c-b228-1b7ed4847d58/7d8b162a/20230401_policies_jidougyakutai_hourei-tsuuchi_64.pdf [検索日 2024年6月29日]
- こども家庭庁 (2023c): 児童相談所や一時保護所等における保健師の効果的な活用に関する調査研究結果, <https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/001130500.pdf> [検索日 2024年3月13日]
- 子どもの虹情報研究センター: 児童相談所における保健師の活動ガイド, <https://www.crc-japan.net/wp-content/uploads/2021/09/%E5%85%90%E7%AB%A5%E7%9B%B8%E8%AB%87%E6%89%80%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E4%BF%9D%E5%81%A5%E5%B8%AB%E3%81%AE%E6%B4%BB%E5%8B%95%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89.pdf> [検索日 2024年3月8日]
- 厚生労働省 (2013): 地域における保健師の保健活動に関する指針, https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb9310&dataType=1&pageNo=1 [検索日 2024年10月8日]
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング (2023): 一時保護所の設備・運営基準策定のための調査研究報告書, https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2023/04/koukai_230413_05.pdf [検索日 2024年7月2日]
- 中板育美 (2021): 児童相談所保健師に期待される役割, 保健医療科学, 70 (4), 352-363.
- 中谷芳美, 山口忍, 加澤佳奈他 (2024): 標準保健師講座3 対象別公衆衛生看護活動, 医学書院, 東京.
- 小山修, 門脇睦美, 才村純 (2003): 保健師の活動スキルに関する研究ー児童相談所保健師の任用と業務調査ー, 日本子ども家庭総合研究所紀要, 40, 227-231.
- 佐藤剛 (2023): 子どもの安全を共に考えるパートナー児童福祉司が保健師に期待すること, 保健師

ジャーナル, 79 (2), 110-115.

富田早苗, 石井陽子, 二宮一枝 (2020) : 児童相談所
保健師に求められる役割と課題ー児童相談所を経験
した保健師への面接調査, 社会医学研究, 37 (2),
164-175.

(2024 年 8 月 22 日受付, 2025 年 6 月 24 日受理)

< Research Report >

Professional Roles as Perceived by Public Health Nurses with Experience of Working in Child Consultation Center

Ayaka Sobu, Mioko Goto

Faculty of Nursing, Iwate Prefectural University

Abstract

An interview was conducted with public health nurses with experience of working in child consultation centers to identify how these nurses think of their professional roles as public health nurses in child consultation centers, and the interview data was qualitatively analyzed. For the thoughts on abused children and their parents four categories including ‘Abused children and parents have specific characteristics that require support’ were identified. For the thoughts on the professional roles of this population, six categories including ‘Re-recognizing the strengths as public health nurses who connect clients to necessary support by applying their own experience while taking into account regional characteristics and understanding the overall issues’ were identified. The findings suggest that public health nurses working in child consultation centers need to be aware that they are responsible for engaging with the issues of children and health-related problems of their families, and addressing social issues such as child abuse that arise in communities with specific characteristics. It is also suggested that they continue to reflect on their own professional roles as public health nurses in order to actively demonstrate their professional roles.

Keywords : public health nurse, child consultation center, expertise